

施設等機関の長 殿
各 幕 僚 長

事 務 次 官

自衛隊における教育の充実について（通達）

自衛隊が適切に任務を遂行し、国民の期待と信頼に応えていくためには、隊員が服務規律を厳守し、高い倫理観を保持するとともに、その資質の向上を図っていくことが必要不可欠であり、そのための教育については、これまでも各自衛隊の学校、教育部隊等における精神教育の中で、使命の自覚及び徳操のかん養のための教育に努めるなど、必要な措置をとってきたところである。

今般、防衛庁が防衛省へ移行したこと及び国際平和協力活動が自衛隊の本来任務と位置付けられたことを踏まえ、下記の事項に留意しつつ、隊員の教育の一層の充実を図ることとされたので、遺漏なきを期されたい。

記

- 1 我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つという任務を担うに相応しい隊員としての資質の向上を図るため、民主主義、平和主義、国際協調主義、基本的人権の尊重、多様な文化及び価値観の尊重等についての教育のより一層の充実を図ること。
- 2 前項の教育の充実に当たっては、部外講師の招へいを含め、多様な教育手段の活用に配慮すること。

写送付先：大臣官房長
各 局 長
各防衛参事官
情報本部長
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官